

平成11年6月4日

12 出張所を3 区民事務所に統廃合 「出張所制度改革」最終案まとまる

豊島区では、都区制度改革・介護保険制度がスタートする来年度の平成12年4月1日を目途に、現在区内12カ所に配置している出張所を統廃合し、新たに3カ所の区民事務所を開設する出張所制度改革の最終案をまとめ、明日5日発行の区広報紙で区民に公表する。

また、この改革の実施にあたり、区民の理解を得るため、6月から各地区ごとに住民説明会を開催していく。

1. 出張所制度改革の背景

引き続き厳しい財政状況の中、また急速な少子高齢化の進展に伴う福祉をはじめとする行政需用の増大に対応するため、区は効率的な組織運営を目指して行財政改革を進めている。出張所においてもOA化等により事務の効率化を図り、昭和50年の第12出張所開設時には全出張所で143人であった職員数を平成11年度現在90人と約4割の削減を行ってきた。しかしながら、来年4月の清掃事業移管及び介護保険制度の実施により、新たな行政需用の増大が予想される現在、更なる行政運営の簡素化、組織のスリム化の必要に迫られている。

一方、NPO法の施行とあいまって、住民主体のボランティア活動等地域コミュニティ活動は様々なひろがりを見せており、今後一層の進展が予想される。こうした動きに連動し、地域社会を活性化していくためには、地域住民・諸団体と行政とが地域情報を共有し、より一層の連携を深めていくことが求められている。しかしながら、地域社会の核として、地域振興機能の拡充等多様な行政サービスを実施していくには現在の小規模な出張所体制では困難であり、施設の設置数及び職員の再配置を含めた出張所制度の見直しが必要となった。

以上のような社会経済情勢の変化に対応していくため、区は出張所制度の抜本的改革を区政の重要課題と位置づけ、助役をトップに部課長職員で構成する「豊島区組織検討委員会」（平成10年5月発足）において検討を重ねてきた。また、本年4月の組織改正により新たに「出張所制度改革担当課長」を配置し、この5月に最終的な改革案をまとめた。

2. 改革の概要

①現行の12出張所を統廃合し、新たに3つの区民事務所を開設する。

中央区民事務所（区役所本庁舎内）、東部区民事務所（北大塚1-15-10 勤労青少年センター）、西部区民事務所（千早2-39-3 旧平和小学校）を平成12年4月1日に開設する。住民記録等の窓口事務については、従来のような管轄区域は設けない。

出張所の統廃合により生み出される余剰人員を、介護保険等の新たな行政需用に振り向け、全体としての行政運営経費を抑制する。

②区民事務所を核に地域振興機能を強化し、各地域団体との連携協力関係を深める。

町会、地域防災組織、青少年育成委員会等諸団体との連携、パートナーシップを確立し、文化・スポーツ活動、地域福祉活動、まちの安全確保の活動、生活環境改善活動、青少年育成活動等への支援を強化する。

③区民事務所の取扱業務の拡充、及び相談機能の充実により区民の利便性を図る。

区民事務所で完結できる事務事業を拡充すると共に、区の課題や地域情報を住民と区が共有し、区政への関心・理解を深め、さらに施策への反映に繋げていくための広聴・相談窓口機能を充実する。

④出張所跡施設については区民のための新たな活用を図る。

跡施設は、周辺区施設の設置状況を考慮しつつ、住民活動コーナー・会議室等、地域団体の活動拠点とすることを基本とする。

⑤統廃合のための条件整備

現出張所取り扱い業務の大半を占める「住民票の写し」「印鑑証明書」「税証明書」の自動交付機を区民が自宅から徒歩で10分程度の区施設（図書館、社会教育会館等約10ヵ所）に設置する。また、将来的には郵便局、金融機関、駅等への設置、さらにコンピュータシステム開発等の条件整備が整い次第、保養所等施設利用予約などについても取り扱えるよう検討していく。

自力で区民事務所に行くことが困難な障害者、高齢者等については、職員による出張サービスや福祉部門等との連携のもとに支援していく。

問合せ：出張所制度改革担当課長